

同時発表 九州運輸局、熊本運輸支局

平成28年6月10日

自動車局整備課

平成28年熊本地震に伴う自動車検査証の有効期間の再々伸長について

平成28年熊本地震に伴い、被災地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、熊本県の一部地域^{*}の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再々伸長します。(最長で2ヶ月→最長で3ヶ月)

^{くまもと} 熊本市、^{うと} 宇土市、^{うき} 宇城市、^{みさと} 美里町、^{みふね} 御船町、^{かしま} 嘉島町、^{ましき} 益城町、^{こうさ} 甲佐町、^{やまと} 山都町、^{きくち} 菊池市、^{こうし} 合志市、^{おおづ} 大津町、^{きくよう} 菊陽町、^{あそ} 阿蘇市、^{みなみあそ} 南阿蘇村、^{にしはら} 西原村、^{やつしろ} 八代市、^{ひかわ} 氷川町

平成28年熊本地震に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を最長で2ヶ月伸長しているところです。

しかしながら、熊本県の以下の地域においては、未だ継続検査を受けることが困難な状況であると認められることから、自動車検査証の有効期間の満了日が、4月15日から7月14日までのものは、7月15日まで自動車検査証の有効期間を再々伸長することとし、本日、別紙のとおり公示しました。

なお、有効期間を再々伸長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じる恐れもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険(共済)の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

【対象地域】

熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南阿蘇村、西原村、八代市、氷川町

【参考：これまでに実施した自動車検査証の有効期間の伸長措置】

① 熊本県全域及び大分県の一部地域^{*}に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものについて、平成28年5月15日まで伸長

^{*} 大分県の一部地域は、別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町

② 熊本県の一部地域^{*}に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成28年4月15日から平成28年6月14日までのものについて、平成28年6月15日まで伸長

^{*} 熊本県の一部地域は、熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、玉名市、玉東町、山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、南阿蘇村、西原村、八代市、氷川町

<お問い合わせ先> 自動車局整備課

^{かぶらぎ}
中村、蕪木 TEL: 03-5253-8589 (直通) FAX: 03-5253-1639